

○射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例

平成17年11月1日

条例第143号

改正 平成20年3月19日条例第15号

平成21年3月19日条例第11号

平成22年9月17日条例第21号

平成24年3月19日条例第15号

平成24年12月21日条例第38号

平成25年12月20日条例第44号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成し、もってひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。

- (1) 父母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)別表第2に定める程度の障害の状態にある児童(障害の認定については、昭和36年12月21日児発第1374号厚生省児童局長通知「児童扶養手当法」〔別表第2〕における障害の認定要領について)による。) )
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (6) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (7) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (8) 前号に該当するかどうか明らかでない児童
- (9) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(母又は父の申立てにより発せられたものに限

る。)を受けた児童

3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童を養育する者であって、父母及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1項に規定する里親以外のものをいう。

(1) 父母が死亡した児童

(2) 前項各号のいずれかに該当する児童であって、父又は母が監護しないもの

4 この条例において「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

5 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)

(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)

(3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

(4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

6 この条例において「共済組合」とは、前項第4号及び第5号に掲げる法律に規定する共済組合をいう。

7 この条例において「事業団」とは、日本私立学校振興・共済事業団法(平成9年法律第48号)に規定する事業団をいう。

(対象者)

第3条 この条例による医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、射水市の区域内に住所を有する者であって医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又はその被扶養者で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除くものとする。

(1) ひとり親家庭の父又は母及び児童

(2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項に掲げる児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。

(1) 対象者の属するひとり親家庭等の父若しくは母又は養育者(以下「ひとり親等」という。)の前年の所得(1月から9月までの間に新たに申請をする場合については前々年の

所得とする。以下同じ。)が施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるとき。ただし、次の各号のいずれかに該当する児童についてのみ対象者とする場合は、養育者の前年の所得が施行令第2条の4第4項に規定する額以上であるとき。

ア 前条第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、父又は母がないもの

イ 前条第2項第6号に該当する児童であつて、父又は母がないもの

ウ 父母が法令により1年以上拘禁されている児童

エ 前条第2項第7号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの

オ 前条第2項第8号に該当する児童

(2) ひとり親家庭の父若しくは母の配偶者の前年の所得又はそのひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親家庭の父又は母と生計を同じくする者の前年の所得が施行令第2条の4第5項に規定する額以上のとき。

(3) 養育者の配偶者又はその養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、その養育者の生計を維持するもの前年の所得が施行令第2条の4第5項に規定する額以上のとき。

3 前項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)及び施行令における児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算の例による。

4 第2項の規定は、風水害等の災害により、自己又は所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財道具又は施行令第5条に規定する財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けたものがある場合において、当該損害を受けた月から翌年の9月30日までの医療費の給付については、当該損害を受けた者に係る当該損害を受けた年の前年の所得に関しては、適用しない。

(受給資格証の交付)

第4条 この条例により医療費の助成を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、市長に申請し、あらかじめひとり親家庭等医療費受給資格証(以下「受給資格証」という。)の交付を受けなければならない。

(助成の範囲)

第5条 市長は、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法の規定による医療に関する給付(療養の給付その他規則で定める給付に限る。)が行われた場合、当該医療の給付に要す

る費用の額から次の各号に掲げる額を控除した額を助成する。

- (1) 医療保険各法の規定により保険者、共済組合又は事業団の負担する額
- (2) 前号に掲げる保険者、共済組合又は事業団が、保険給付に併せてこれに準ずる給付を行う旨の定めをした場合は、その規定に基づき給付を受けることができる額
- (3) 他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担において医療に関する給付を受けることができるときは、その額

(助成の方法)

第6条 市長は、第4条の規定により受給資格証の交付を受けた者(以下「受給資格者」という。)からの申請に基づき助成する額を支給するものとする。ただし、受給資格者が、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局その他規則で定める者(以下「保険医療機関等」という。)のうち県内に所在するもので受給資格証を掲示して診療等を受けた場合は、助成する額を保険医療機関等に支払うことにより、これに代えることができる。

(届出の義務)

第7条 受給資格者は、対象者について次の各号に掲げる事由が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名その他市長が規則で定める事項について変更があったとき。
- (2) 受給資格を失ったとき。
- (3) 第三者の行為を原因とする疾病又は負傷について医療を受けたとき。

(損害賠償との調整)

第8条 市長は、受給資格者が対象者の疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その金額の限度において医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の行為により医療費の助成を受けた者があるときは、その者から既に助成した額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、平成18年度における医療に係る助成金から適用し、平成17年度における医療に係る助成金については、なお合併前の新湊市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成5年新湊市条例第12号)、小杉町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成5年小杉町条例第15号)、大門町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成5年大門町条例第11号)、大島町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成5年大島町条例第13号)又は下村ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成5年下村条例第9号)の例による。

附 則(平成20年3月19日条例第15号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、第2条の規定は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月19日条例第11号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月17日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月19日条例第15号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月21日条例第38号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第2項第9号の規定に該当する児童を平成24年8月1日において監護している父又は母が、平成25年1月31日までに第4条の規定による交付申請をしたときは、平成24年8月1日に申請したものとみなす。
- 3 改正後の第2条第2項第9号の規定に該当する児童を平成24年8月2日から平成25年1月31日までの間に監護することになった父又は母が、平成25年1月31日までに第4条の規定による交付申請をしたときは、第2条第2項第9号に規定する命令を受けた日を第4条の規定

による交付申請をした日とみなす。

附 則(平成25年12月20日条例第44号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。